

大阪最初のスラムクリアランスとその帰結

－ 「木賃宿的長屋」地区の形成をめぐるって －

The First Slum-Clearance and its consequence in Osaka:
On the formation process of 'Slum' and cheap inns district.

加藤 政 洋

This paper examines how the perceived relationship between urban residential environment and sanitary conditions came to be the focus of debate in a modern city during the mid-Meiji era in Japan and how it influenced the urban planning in general and housing reform in particular. The paper suggests that much of the impetus for planned intervention was set in the context of urban thought which emphasized the relationship between residential environment and the remarks on health, moral, and crime. Drawing attention to that relationship, I describe the historical transition of the conception of area improvement in *Osaka Nagomachi*.

Osaka government planned the improvement of *Nagomachi* as 'slum' by means of the local building code in 1981. This project was put into practice, and the physical environment and life world in *Nagomachi* were thoroughly destroyed (improved). However, after the this project, a lot of little slums and cheap inns districts were shaped around *Nagomachi*.

1 はじめに

江戸時代の都市化に端緒をもつ近代期の大都市スラムは、明治中期以降、都市部の人口増大とともに世間の耳目をひくこととなる。大阪の南区（現浪速区）日本橋筋3～5丁目にあたる旧「名護町」（「長町」とも呼ばれた）は、東京の神田橋本町、四谷鮫ヶ橋、下谷万年町、芝新網町などの大スラムとも比肩すると称され、いくつかの局面で差別的なまなざしのもとに多くのルポルタージュや新聞記事を通じて「流行病の巣窟」、「貧民の巣窟」、「不潔家屋」、「貧民部落」すなわち、「スラム」として表象され、社会的に改良されるべき場所とし

て都市政策の対象となった街区であった。本稿は、この近代大阪最大の「スラム」である「名護町」が明治中期（1885～1891年）の衛生行政の介入によって解体された実態を明らかにした拙著『大阪のスラムと盛り場』（加藤 2002: 46-91）の内容を、大阪で最初に実行された1891年のスラムクリアランスに焦点をしばって要約し、加えてその帰結として生じた「木賃宿の長屋」地区の形成 言わば「スラムの周辺化」を改めて論じるものである¹⁾。

まず、本論に入る前に、名護町を歴史地理的に概観しておくことにしたい。大阪市街地南端の紀州街道に沿って南北に伸びる「名護町」の起源は、1619（元和5）年、東町奉行久貝正俊がこの地に旅籠を許可したことにさかのぼるといふ。都市化とともに「下層労働者」やその他の「悪漢無頼ノ徒ノ巢窟」となった「名護町」に、1663（寛文3）年に町奉行石丸定次が再度許可を与えて長屋を建設し、さらに1666（寛文6）年の新町火災に際しては、「名護町」とその周辺に木賃宿を建設して「細民」に提供するとともに、「風紀ノ悪シキ下層労働者ニ対シ此ノ地以外市内ニ居住一切相成ラスト厳達」した。その後「合邦ヶ辻」付近が西国巡礼の行路者や「乞食非人ノ野宿所」となって「体裁極メテ見苦シカリシ」ゆえに、1861（文久元）年に町奉行が名護町に援助して木賃宿を建設し、「乞食ノ類ヲ收容」する。しかし、「悪漢無頼及ヒ細民ノ多カリシタメ」に「風俗乱レ賭博其他罪惡ヲナスモノ多ク」、「悪徒ノ隠レ場所タルノ觀ヲ呈」していたという。

江戸期の名護町は1～9丁目からなっており、1～5丁目では「商売が可成り繁昌して正業者が多く、貧窮者は少なかった」ものの、前述のような状況から名護町全体が「社会一般ノ排斥スル所トナリ長町ノ住民ト聞ケハ何等信用ナク心アル住民ハ深く之レヲ憂ヘ」て、1792（寛政4）年には長町1～5丁目までを日本橋筋1～5丁目と改称し、さらに1872（明治5）年3月に、日本橋筋1～5丁目と旧町名のままであった長町6～9丁目をあわせて、日本橋筋1～5丁目と改称するにいたる。これによって、本稿の対象とする明治中期には、旧長町6～9丁目に相当する日本橋筋3～5丁目の街区が「名護町」と呼

ばれるところとなった。

次に、このような歴史的過程で形成された明治期の「名護町」の居住環境も概観しておきたい。日本橋筋の表通りには「旅人宿」(木賃宿)を営む家主の家屋(表店)が東側に17軒、西側に23軒ずつ建ち並び、それぞれの家屋の裏店として、家主の経営にかかる裏長屋が東側に52軒、西側に51軒ずつ所狭しと軒を連ねていた(『商業資料』[M29.2.10])。裏長屋への出入りは、家主が設置した表通りの木戸を通り抜けなければならない、住人の7割はその際に「日極」の家賃を支払っていたようである。「日極」による賃借は、その日暮らしの生活が営まれていたこと、つまり流動性の高い都市下層社会が形成されていたことを示している。「南区日本橋筋四丁目辺は貧乏人の巢窟ともいふべき所にて家賃の如きも他とは違ひ一日一錢乃至二錢と日々取立つるの例となり居る」(『朝日』[M23.3.23])という指摘もみられるので、「日極」という賃貸形式は、「貧乏人の巢窟」に固有のものとして一般的に考えられていたのかもしれない。

一戸の規模は狭いものでは間口一間、奥行九尺で、三畳分の広さしかなかったという。このような居住空間に暮らす住民の生活様式はあまり知られていないが、次の記述は居住・生活様式的一端を垣間見せてくれるだろう。

無数の貧民八彼等が夫婦、兄弟、或は老嫗と餓鬼大将とを合して六七人[6~7人]客車的の城廓に団樂して生活をなせるにてありき、而して彼等の城廓として常住起臥眠食せる処のもの八、一間間口に、奥行一間半、其の三方は壁にして一方八明り取り、室の真中に窓を穿ち其の傍に入口あり、完全に畳を敷けるは、希有にして、多くは荒根板の上に薄薦を敷けるもの多し、其の家財として見るべきものは...大和炬燵一ツ、煎餅布団一枚(悉く賃借物)、土釜一ツ、茶碗五ツ(中に欵けたるもあり)、桶二ツ、味噌こし一ツ、彼等が世体道具は概して此れに過ぎざりしなり、かく単純なる寧ろ乞食然たる境界にありて、雨天に閉籠られざる限は其の日常執る所の稼業によりて夫は幾分かの稼ぎをなして辛ふじて一家の糊口を支ふるにてありき(『商業資料』[M29.2.10])

この記述では、住民の「稼業」が「乞食然」たるものとされているが、実際には「乞食」は8.5%に過ぎず、全体の70%以上を「雑業」が占めている(『朝日』[M23.5.16])。「雑業」には「傘の骨を削るもの、櫛を磨くもの、燐寸の箱を貼るもの、飲食物を小売するもの、屑拾ひ、煙仕替へ、土方、人力車夫、磨砂売り」などが含まれた。

さらに、「傘の骨を削り又は轆轤を作る職人は多く三丁目の裏借家に」、「燐寸の箱を貼るものは四丁目の裏借家に」、「五丁目の裏借家に住するものは大抵古木紙屑等を拾い歩くものにて前の二者よりは生活の度更に低くこのうちにはただ日々四方に徘徊するのみにて定業なきもの」が多く住んでいたとされ(『朝日』[M23.5.16])、職業に応じた居住分化も進んでいた。

以上のような、江戸時代に起源を有し、都市下層民の集住する長屋・木賃宿の密集地区であった「名護町」は、1880年代以降、府や警察によって、改良あるいは移転などの対策をとるべき地区として認識されてゆくことになる。

2 コレラの流行と「貧民」の移転計画

(1) コレラの流行と「名護町」

1885～1886年にかけて、大阪の市街地とその周辺ではコレラが大流行し「猖獗」を極めていた。さらにこの流行では、当初から「南区中虎列拉の最も多きところは日本橋筋三四五丁目の三ヶ町にてその病勢も太だ激烈なり」とされ、「途に発病して倒れ居りし者も少なからず又裏長家に発病者ありてその対屋三軒両隣の竹垣を結びて交通を遮断せられしヶ処那首^{あちこち}這首にあり」(『朝日』[M18.10.21])という状況であったため、日本橋筋3～5丁目は、初発から一週間もたたないうちに「虎列ラの巢窟」と新聞紙上で位置づけられている。

そして、日本橋筋にコレラが流行するのは、「此辺の家は二畳乃至三畳位みの矮屋のみにて然も其一間の内に夫婦二人暮すは稀にて大体二夫婦の上に老たる父母あり幼き子あり其雑居甚だしきより自然病を発する者多く且伝染するも

亦速かなる」(『朝日』[M18.10.24]) ためとされ、「矮屋」であるという居住環境とそこに多数の人間が「雑居」するという居住形態に原因が求められた。さらに、「日々市中を徘徊する乞食らは大抵この処〔日本橋筋〕より出ることゆえ右乞食們が同病蔓延の媒とならん」(『朝日』[M18.10.27]) とし、市中にコレラが「蔓延」する原因さえも日本橋筋とその住民に帰されていたのである。つまり、当該期のコレラ流行によって、「日本橋筋の住民 = 乞食 = コレラの媒介」という観念的な図式を成立していたのだ。

当時、大阪府の衛生行政に多大な影響力をもっていた大日本私立衛生会大阪支会は、1885年度のコレラ流行が日本橋筋の一局に集中していたことをきわめて重くみ(『朝日』[M19.5.14])、同支会は、後述する「長屋建築規則」の制定を急ぐことになる。

(2)「名護町」の取り払い計画 1886(明治19)年

1885年のコレラ流行を契機として、日本橋筋は「流行病の巢窟」として表象され、「名護町(長町)」というかつての町名が「貧民の巢窟」という言説に結び合わされつつ、翌1886年には解体されるべき場所として構築される段階へと進む。

対策にあっていた府知事の建野郷三は、検疫副本部長を兼ねる府衛生課長と検疫本部長を兼ねる府警本部長とともに、1886年8月から10月にかけて、「名護町」をはじめ既成市街地周辺各所に散在する「貧戸」(「貧民」)の大々的な移転計画を打ち出す。8月に作成された「原案」で1867戸、「原案」にもとづき9月に提示された案(「九月案」)で2700戸、そして「九月案」を手直した10月の案(「十月案」)で2225戸の「貧戸」を市外に移転させ、一箇所に囲い込むというものであった。「原案」から「九月案」・「十月案」にいたる一連の計画は、「貧民の隔離計画」と位置づけることができるだろう(加藤2002: 27-38)。

本稿では、「隔離」のあり方ではなく、「移転」の前提となる名護町の「貧戸」、

すなわち「不潔家屋」の取り払いをめぐる建野らの構想と施策を検討することにしたい。例えば、次のような「十月案」の案文は、建野らの理念を簡潔に示していると言えよう。

従来大坂四区町端及び其の接近町村に介在する居民中無産無頼其他乞丐に等しきもの夥多あり殊に其家居の醜体を極むる實に名状すべからず其不潔より流行病を誘発する等禍害を市民に及す事鮮少ならず因て是等のものを移転せしめん為め他に広闊の地をトし共同家屋を営設し之れに移住せしめ旧屋の撤除若しく八改修を促し以て其風俗を良正し其健康を保持し併せて将来市民の安寧を得せしめんとす(『朝日』[M19.10.17])

ここでは「名護町」を念頭におきつつ、その住民が流行病の原因であることを強調し、名護町の家屋の「撤除」に関する実務的な論点を提示している。知事らの考えでは、名護町その他の家屋を「撤去」した場合、「細民」が「住所を失ひ路巷に彷徨するが如き旧に倍し醜体を造出」してしまう可能性がある。さらに、家主自身が地区全体の「旧形」を改良することが(資金不足ゆえに)困難である以上、「細民」は「永く該地に居住」することになりかねない。したがって、「伝染病誘導の根元を絶滅する」ことは不可能となる。そこで、市外に一廓を設けて「共同家屋」を建設し、「名護町」などに居住する「貧民」を移転させた上で、空家となった家屋に「長屋建築規則」を適用して改良することで、将来にわたり「現時」のような「摂生不良輩の棲家」になることを制限しようとしたのであった。

結局のところ、移転案を審議するために設置された大阪府区部会議員から構成される委員会では、「共同住宅」建設予定地の地元利益を代表する議員や予算に不満をもつ議員の反発を買い、この案は否決されるのだが、翌年には、クリアランス計画が再度浮上する。

(3) 「名護町」の取り払い計画 1887(明治20)年

1886年に公布された「長屋建築規則」(後述)や、「貧戸」移転計画など、地区の居住環境を問題化する一連の出来事に、「名護町」の地主・家主は、「到底我々は此地に永住する事」はできないと考えはじめる(『朝日』[M20.4.27])。そこで持ち上がったのが、日本橋筋3～5丁目の「不潔家屋」を取り払い、その跡地の繁栄策として市街地に散在する興行物あるいは盛り場「千日前」を移転し、さらに劇場・花街を新設するという大規模な再開発計画であった。

発起人となった地主たちは、自ら「名護町」を「貧民無頼者の巢窟」と呼び、「一大興行場」(盛り場)として再開発することを府に要望する(1887年3月)。彼らは自らの住環境を改変すべく「市区改良」〔当時の都市計画、正式には市区改正〕の必要性を訴え、千日前をはじめとする「諸興行物」を移転させることと引き換えに、みずから「矮屋を撤去」することを約束したのだった。

要望書の提出以降、発起人たちは裏長屋の家賃を引き上げて住人の移転を促すとともに、転出後は貸家をしないという方針をとる。この事態に反発した裏長屋の住民たちは、発起人の経営する米穀店への不買運動を展開したり、あるいは「我々は貧民に違ひはなけれど親代々ここに住居する事なれば去るに忍びず又他に行くべき所もなければいっそ移転発起者の家に押寄せ」(『朝日』[M20.7.2])で談判しようとするなど、不穏な動きをみせた。

府は免許地指定願いに対しては沈黙を続ける一方、「名護町」の周辺地区に対しては、4月末に「不潔家屋」の調査を行なった上で「立退」や「改造」を命じている(『朝日』[M20.4.23, 5.1])。そして実際に、南区全体で1403軒(このうち「名護町」周辺は646軒)ある「不潔家屋」のうち、133軒(同48軒)に立ち退きが、1270軒(同598軒)に改造・修築が「長屋建築規則」にもとづいて命ぜられたのだった(『朝日』[M20.7.14, 7.17])。「名護町」がその対象とならなかったのは、言うまでもなく「地主家主等より同所を以て劇場及び花街等を免許するの地とせられたき旨」が出願されていたからにほかならない(『朝日』[M20.7.14])。

こうした状況のなかで7月末には、日本橋筋の発起人に対して興行場や劇場(ニヶ所)などの許可と、期限を定めた家屋の取り払いが命令された。日本橋筋3丁目は1888(明治21)年1月22日、同4丁目は同年7月22日、同5丁目は1889年1月22日を期限とする、「不潔家屋」群の撤去が決定したのである(『朝日』[M20.7.14])。他方、盛り場「千日前」の香具師には、1888年末を期限とする興行の禁止が通告された。

この二つの通告をあわせて考えると、許可された月から6ヶ月ごとに日本橋筋3～5丁目の「不潔家屋」群(=スラム)を順番に取り払う(=クリアランスする)というスラムクリアランス計画と、その跡地に盛り場「千日前」を移転する再開発計画とに、府知事の意向と発起人たちの要望とが具体化したことがわかる。しかしながら、発起人たちの主眼はあくまで新町・堀江の遊廓を自らの土地に移すことにあり、府の許可には「大いに失望し...最初に計画したる目的を失ひたる有様」であったという(『朝日』[M20.7.25])。

さらに裏長屋の住民や木賃宿に逗留する者たちが、「この上は手をもって引摺り出さるるとも立退くまじまた...無理に放出さばこの地に興行物のできて繁華の地となりし後再び舞戻来て路傍または軒下を住居としこの地はいつまでも離れまじ」と反発した結果、発起人の間でも意見が割れはじめた。そして3、4名を除いた発起人たちの一部からは認可を取り下げて、「長屋建築規則」にもとづいて改築しようとする動きさえ出たのである(『朝日』[M20.8.16])。

その後、日本橋筋3丁目の取り払いの期限が迫ると、家主は自身が居住する表通りの家屋の対処に苦慮して府とも対立するようになる。その理由は、「傾斜或は不潔」の家屋もあるが、なかには十分に使用できる家屋も含まれており、いっしょくたに取り払われては困るというのであった(『朝日』[M20.12.13, 12.14])。発起人は、表通りの家屋は従前のままにし、移転してくる興行人の意向に任せたい考えでいた。ところが、府はそれを認めず、表裏を問わずに取り払いを命じたのである。

遊廓の設置が許可されなかったことに端を発する分裂、裏長屋住人の反発、

そして府の方針と自分たちの意向の相違を背景に、発起人たちは千日前の興行主たちの反対運動をにらみながら、徐々に決定の取り消しあるいは延期の請願へと傾いていった。

そして、1888年4月に「千日前興行場等の禁止命令」を二年間延期することが認められたことで、「名護町」の全面的な取り払い計画はあやふやなうちに潰えたのである。しかしながら、この結末は「長屋建築規則」にもとづく大規模なスラムクリアランスの布石となったのであった。

3 大阪最初のスラムクリアランス 1891（明治24）年

（1）「長屋建築規則」の制定

名護町に対する一連の移転・取り払い計画に前後する1886年、名護町の建築形態・居住環境を規制することが可能な二つの規則が制定されている。その一つが「長屋建築規則」であった²⁾。

日本における最初の本格的な建築規則と位置づけられる「長屋建築規則」は、借家の大部分を占める長屋建築の「改良」を本旨としていた。この構想が具体化したのは、まさに前述した1885～1886年期のコレラ大流行に際してであり、「長屋の建築といへば皆概して粗造不潔を極め衛生上に大害を與ふる」との認識を強めた大日本私立衛生会大阪支会の会員が大阪府へ「建築改良法」を建議したことによって具体化したものである（『朝日』[M19.4.1]）。

1886年5月に公布された「長屋建築規則」は、6月に付則、10月に改正、と後日に修正が加えられている。特に注目されるのは、この修正によって所轄警察署の権限が強化されたことである。「長屋居住者居住ノ現状極テ不潔ニシテ公衆ノ衛生ニ害アリト認ムルトキハ立退ヲ命ズル」（追加第17条）という立ち退きの命令権、「前条ニ依リ立退ヲ命ゼラレタル者ニハ所轄警察署ノ認可ヲ受クルニアラザレバ長屋ヲ貸与スベカラズ」（追加第18条）という立ち退いた者に対する長屋貸与の認可権がそれで、追加第17条・追加第18条の現住長屋

への適用も付則に含まれた。5月に制定された「長屋建築規則」に対し、10月という時期に改正・追加が行なわれたのには理由がある。それは、1886年の「貧民」の移転計画を制度的に裏付け、事業を円滑に促進するためである。つまり、既存の長屋に住む「貧民」を移転させた上で、残された長屋を「長屋建築規則」にもとづき改造するが、立ち退いた住民は所轄警察署の許可なく別の長屋に転居することができない。すると、彼らは必然的に「共同住宅」に入居せざるを得ない。また長屋が新築もしくは改造を終えた後に、いったん立ち退いた「貧民」が再度「名護町」に居住しようとしても、やはり認可権によって彼等の移入は咎められることになるのである。「長屋建築規則」の改正は折しも「九月案」をつぶされた建野が「十月案」を提出していた時期に重なり、このことから「貧民移転の事に関する府知事の決心の程を窺い知る」ことができたのであった(『日報』[M19.10.16])。

しかしながら、前述のとおり「十月案」はあっさりとは否決され、それを受けてさらに10月末には「長屋建築規則」の適用による「名護町」の改良が議論されたものの結局実施にはいたらなかった(『朝日』[M19.10.29])。また翌年に起こった千日前移転問題とのからみから、建野の在任中に「長屋建築規則」が「名護町」に適用されることはなかった。皮肉にも、建野の更迭を受けて就いた後任の西村捨三のもと、建野の練り上げた「長屋建築規則」は「名護町」に対して効力を発揮することになる。

(2)「名護町」の取り払い

「興行禁止」の延長を認められていた千日前が、1890年7月にさらに10年間の猶予を得たことで、日本橋筋の地主たちは「取払」の延期を正式に府に請願した(『朝日』[M23.7.22])。この請願に対して府は、「書面願の趣聞届候事但し期限内と雖も長屋建築規則其他一般の取締規則及び時々々の令達は総て遵奉する義と心得べし」(『朝日』[M23.8.2])と回答する。

この請願受理によって、3年におよぶ日本橋筋の取り払い問題は收拾がつい

たかにみえた。が、肝心の日本橋筋3～5丁目では「いずれの長屋にてもかつて立退の命令ありし以来今に取崩す家なりとて誰も修繕を加へたることなければいやが上に朽敗してさてもこのまま十ヶ年間持続すべしとは思われ〔『朝日』[M23.7.22]〕ない有り様で、府が延期を認めたことは逆にそうした老朽化した家屋に対する「長屋建築規則」適用の布石となったのである。

翌1891年3月、「長屋建築規則」が制定後初めて「名護町」に適用されるかたちで、ひっそりと、しかし大規模に「不潔家屋」の改造が開始された。その様子は「日本橋すじ長屋の取払、貧民の行方」と題して次のように報じられている。

細民の巢窟と音に聞えし南区日本橋筋三丁目以南五丁目まで打つづきたる不潔長家は其筋より本月一日を始めとして来る五月迄に取毀ちて改築することを達せられたるが此戸数は二千四百十戸人員九千二百二十六人ある由の所目下追々取崩しに掛りたれば之に住へる貧民等は立端に迷ふて茫然たるもの多しと尤も其中には新築長家も出来上るべきも長家規則によりて建築するものなれば戸数も在来家屋の四分の一若くは五分の一に減ずべく且つ家賃も幾許か引上るべければ夫の貧民の落附く先きは何処なるべき多分難波、曾根崎、福島、北野、左なくば玉造の場末などなるべしといふ（『朝日』[M24.3.4]）

この記事から、「長屋建築規則」にもとづき3月から4月末日を期間とし、名護町の「不潔長家」に住む「貧民」9126人を立ち退かせ、2410戸を「取毀ちて改築する」という大規模な事業計画の存在を知ることができる。数年来の懸案が解決を見ることになった地主たちの様子を『大阪朝日新聞』は、「愈一万近き貧民が引払ふこととなりたるにつき…大恐悦」したと伝えている（『朝日』[M24.3.10]）

期限が間近にせまった時期の事業の進捗状況をまとめると、完成42箇所（380戸）、工事中99箇所（2522戸）、未着手50箇所（887戸）であった。移転戸数の総計（4930戸）は、当初の計画のほぼ倍で、この時点で完成した新築な

いし改良した長屋はわずか380戸に過ぎない。つまり、移転戸数4930戸から工事中と未着手の合計3409戸を差し引いた1521戸分の「不潔長家」を「改築」して完成したのがこの380戸の長屋であり、これは当初の予定どおりに「在来家屋の四分の一」に減じたことになる。

結果として、その数ヵ月後には「従来市内にて不潔家屋の最も多かりしは…旧名護町なりしも同所は近頃過半改築して清潔に」(『朝日』[M24.6.13]) となると報じられるまでにその住環境は改変されたのだった。

(3)「貧民」のゆくえ

立ち退かされた「貧民」の移転先は、当初から予想されていたとおり、難波村(1905戸)、天王寺村・北平野村(1226戸)、木津村・今宮村(874戸)、高津新地・御蔵跡(805戸)、本籍地(120戸)というように、いずれも周辺の「場末」の村であった(『毎日』[1891.4.24])。

名護町の元の住民たちが移転先で直面した事態がどれほど深刻なものであったかは、以下の二つの記事から推察されよう。

南区日本橋筋三四五丁目は現今長家の建築改造中なるが同所に住みいたる貧民等は他に行き所のなきより皆な木津村又は難波村の方へ同居なし一戸六畳一間位の家に夫婦三組も居住なし居る趣きにて中には無届の者も多くある由なれば此際難波警察分署にて戸口調査を厳重になし猶ほ両村の長屋建築改築も同時に実行される筈なりと(『毎日』[M24.4.20])

府下の饑寒窟として世にその名を知られたる別天地、南区日本橋筋三丁目以南の不潔家屋は悉皆改築を命ぜられしにつきここに住み居たる幾多の貧民はその当時難波、木津、今宮、天王寺等の近村それぞれ退去せしが目下虎列拉病流行の兆ある折からとて天王寺警察署の巡査が部内の家毎に不潔場所掃除の注意を促し廻るうち北平野町、清堀村等の間狭き小屋に四五十名[40~50名]の老若男女が大抵は裸体の

ままにてごろごろ寝転ぶもあれば行むもあり亜弗利加蛮地の住居と雖もかくまで醜体を極むざるべしと思ふばかりの有様なればなにゆえにかくは多人数集り居るやと問えばいずれも前日日本橋筋より追い出されて他に寄る辺なき者共と知れしが何分右のごとき次第にては衛生上にも甚だ氣遣わしければとて昨日右等の家主を警察署に呼出して早々退去せしむべき旨を命じたりという（『朝日』[M24.6.26]）

「幾多の貧民」の移転先は「新名護町」と呼ばれるなど差別的な扱いを受け、さらに所轄警察署に与えられた立ち退き者への長屋貸与の認可権によって、行くさきざきで「退去」を命令されたのである。

では、「不潔家屋」が改築された後の「名護町貧民の現況」（8月）はいかなるものであったのか。

府下の飢寒窟なる南区日本橋筋三丁目より五丁目まで即ち旧名護町の不潔家屋は予て記せしごとく当春來改築に着手し従來同所に住居せし貧民は多く近傍の西成郡今宮、木津、難波、東成郡天王寺、北平野、西高津等の各町村へ退出せしが右貧民中近頃に至りて追々落成する改築家屋へ引移る者あるにより所轄南区役所にては改築後の情況を取調のため此の頃吏員を出張せしめくわしく住民の模様を視察せしめたるにこれまでここに群居したる貧民共は大体無資無産にしてラオの仕替え、傘張り、マッチの箱張り、紙屑拾いおよび乞食の類のみにて商業をなすがごとき者は一向少なりしも今度不潔家屋を改造して間取りも広くなり清潔にもなりて通常の借家と少しも変る所あらざるよりか住む者の気持ちも自然幾分か高尚になりかつその筋の注意と家主の説諭行届きたるとに依りてや従前のごとき紙屑拾いや乞食をなす者は一人もなく十錢乃至二十錢の資本ながらも日々青物、飲食物等の行商を営む者目下六七十〔60～70〕名もあるに至り大いに同所の面目を一新したりという...もつともこの新長屋に復歸せし者は従前の貧民中にてても上等の部分には相違なきも今後追々に移住する者も乞食体の見苦しき貧民は絶えてなかるべきは勿論この上かの東西に新道を開通するの計画も成立ち愈交通の便利自由になるに至らば漸次繁栄の場

所となり古来有名なりし貧民の巢窟と呼ばれたる名護町も数年を出でずして旧觀を一掃するに至るべしといえり(『朝日』[M24.8.13])

長屋の改築によって追い出されて周辺地区へと分散していた元の「名護町」住人である「貧民」のうち、改築後の「新長屋」に再び居住できたのは「従前の貧民中にても上等」の部類に属するわずかな者たちだけであった。そして「貧民の巢窟」と呼ばれた「名護町」の「旧觀を一掃」できると予想されたように、改良が完了に近づいた二年後には、『東京日々新聞』([M26.3.5])が、「悪徒無頼漢の其の間に潜伏」し「あらゆる病症の養成場」であった「名護町」が「車夫其他労働者の住居」となったこと、そして市民は名護町改良を断行した府知事に「恩に感じつつありしが」、接続町村は「非常に迷惑を感じ居れり」という状況を報じている。

さらに数年後には「大阪の長町といへば江戸の下谷山崎町の如く貧民の巢窟のやうにいへれど近頃は追々進歩して新築の家屋建て列ね大道砥の如く都会の一市街として恥づる所なきほど」となったのである(『朝日』[M29.2.1])。1897年に大阪を訪れ「第一の貧民部落なりと称せられたる名護町の如き旧時の面目を減じたる」と述べた横山源之助が、その理由を「不潔家屋に退去を強制」したことに求めたことも、ここで論じた「名護町」の取り払いをめぐる動向の傍証となるだろう。

かくのごとく、「家屋を改良せば必ず貧民は住む能はずして自然、此地の改良を得られるべき」(『東京日々新聞』[M24.8.23])と目論まれた「名護町」への「長屋建築規則」の適用は、数多くの「貧民」を立ち退かせた上で「不潔家屋」を改造し、改築・新築した家屋には「貧民」を戻らせないというきわめて効果的な運用によって、地区改良事業を達成したのだった。

以上の議論から明らかなように、1891年春のこの出来事は日本橋筋3～5丁目、すなわち「名護町」に対する大阪最初のスラムクリアランスであったと結論することができる。

4 「名護町」の周辺 新たな「貧民の巣窟」の形成

ところで、1891年のスラムクリアランス遂行によって、横山源之助の発言に見られたごとく、「今や長町は昔日の名護町とは全然其の面目を改」めるに至ったのだが、横山はこれに付言して「但し名護町の面目以前に比して一変せりといふも、名護町の貧民が大阪の社会に消滅せりといふにあらずして、其の半ば場所を変じて今日は天王寺村、今宮村、難波村の各所に移りて第二の名護町を作りつつあり」と述べていることにも留意しておく必要がある。

「名護町」への「長屋建築規則」の実施は、周辺地区の不規則な長屋の建設、あるいは「第二の長町」の形成をまねき、この時期を境として、「貧民の巣窟」は旧名護町の周辺地区に見いだされるようになるのである。

例えば、「名護町」の南側に位置する広田神社近傍には、「蜂の巣長屋」と俗称される大規模な長屋街が形成されていた。

西成郡今宮なる廣田神社の東傍に蜂の巣長家と唱ふる下家建の長家二百三十四戸あり三畳乃至五畳ほどづつの一戸毎に少きも五人多きは十人余もごろごろと住まふものは人力車夫を上等にして煙管仕替、放鳥、辻落語、紙屑拾、古下駄買等すべて千人近う巢の中の蜂のように出たり入たり世間の貧乏はここに引受け候と云わぬばかりをこのたび長屋建築規則によりて改造を命ぜられしより四五日前から立退せしに棄つる神あれば拾う鬼とや云わん忽ちこれらを奇貨として近所の古空家を借受け表向の出願は下宿業内證は木賃宿を開きしもの多く一夜の泊賃一人前二銭と定めてければ行先に困り居りし右の蜂ども我も我もと泊込むもの凡そ七八十人もあるより追々同様の宿増加して今は今宮村だけでも二十戸ほどもあるを聞知りたる難波分署にては宿屋規則に照らして片端より違警罪に処すれども彼等は一人前二銭にて八十人なれば一日に一円六十銭、科料は高が一円五十銭なれば差引得ありまして毎日取調あるべくもあらねばと高をくくり居るもの多しとか又長の長町立退このたびの立退にて貧民の川崎村北野村等へ引越し来る者多くこれらの貧民米高に苦しみて畑

の大根を盗むより農民ども一方ならずこぼし居るより(『朝日』[M24.11.22])

記事の末尾で指摘されているように、この「蜂の巣長屋」は名護町の取り払い後に急速に形成されたのであろう。1889年に「故ありて長町の貧民部落を巡視」した「たんなん」なる人物が、1897年に再び「巡視」した結果、今宮付近の「木村裏」、「斎藤裏」、そしてこの「蜂の巣裏」や「廣田神社近傍の安宿」、あるいは日本橋筋の東側の裏通りにあたる「長町東裏」とも称された日本橋東筋の「勝蔓」³⁾や「新宅」に「窮巷」が移行したことを指摘している(『朝日』[M30.11.8, 11.10])。

「新宅」については、「南区日本橋筋の裏手通称新建〔新宅〕と云ふ処に病者最も多し此地は旧長町裏の如き有様にて手狭き家屋に二三組乃至五六組の家族住居し居り是等は皆無届奇留若くは止宿せるもの…」(『朝日』[M30.1.16]) という記事がみられるほか、「新宅の真相」と題する詳細な報告も掲載された。

新宅と云へば聞馴よく美形の妾でも居る所のやうなれど実は貧民の巢窟にて日本橋筋東裏手の畑中に新建の長家なり其戸数二千戸ほどありて大抵間口一間半奥行三間位の家を四組ほどにて借り一組の家賃一日九銭位なり。こゝに住居する者の営業は羅宇の仕替、雪踏直し、下駄買ましよ等種々ある中に人力車夫最も多し…。飯米は案外贅沢にて一升十七八銭の上米を喰ひ居る者幾らもあれど中には又師団の嘗所川口の汽船等にて買集る残飯を買て常食とするもあり…。夜具は一枚の蒲団にて六七人寝る所あり。是等は所詮一緒に寝る事出来ねば毎夜三四時間づゝ^{かは}交り合て寝るといふ。左れば起きて居る者は古本古下駄等を焚いて寒さを凌ぐが故に古本の売行非常によく…されど古下駄も桐はなかなか焚かず上面を削りて歯磨の箱に売るといふ(『朝日』[M31.2.15])

「名護町」に類似する生活が営まれる居住空間が、日本橋筋東側の裏通りに再生産されている様子がうかがわれる⁴⁾。「新宅」の北部にあたる御蔵跡町で

は、地元の商人が土地約一万坪を借り受けて1886年前後から1884年にかけて347戸の借家を建築し、「長町に続きての貧民」に貸していたという。結果としてこの時期には、「...長町東裏は追ひ追ひ小借家建ならびに今は一反の隙もない程」になっていたのである（『朝日』[M27.2.20]）。借家経営による市街地化、旧名護町に近接するがゆえの（？）固有の居住環境の成り立ちも見逃すことはできない。

横山源之助も「日本橋五丁目の路次に入れば、路次口広く家屋は概ね新らしけれど...大阪裏面の消息を尺幅の裡に掬するを得るもの多々見受けられ」と記すように、かつての「名護町」の周辺、すなわち日本橋筋の東西には、長屋とも木賃宿ともつかない建物の密集する街区が形成され、新たな「貧民の巣窟」として認識されるようになっていたのである。

これに関連して、社会事業の胎動期（1921年11月）に行なわれた調査の報告書「大阪市二於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設ニツキテ」（大阪市役所教育部）⁵⁾には、日本橋筋周辺の地区形成に関する興味がかい指摘がある。

明治二十七八〔1894～95〕年以来此ノ地〔日本橋筋方面〕ニ各種ノ長屋（後ニ述ブル分ノ長屋ハ此ノ時ニ源ヲ発ス）建造セラルルト共ニ明治三十〔1897〕年全ク市内ニ木賃宿ヲ営ムコトヲ禁シタリ木賃宿ハ廢セラレタルモ木賃宿的ノ家賃制ノ長家ハ細民ノ生活ニ最も便利ナルヨリ細民ハ尚此ノ地ニ蟻集セリ其後大阪市ノ人口増加ト共ニ都市周囲部ノ延引トナリ加フルニ此ノ方面ノ道路ノ改築其他ノ事情ニ依リ此ニ住スル細民ハ木賃宿ヲ中心トシテ市外今宮町及豊崎町方面ニ移動セサルヲ得サルコトトナリ漸次細民ノ数ヲ減シ今尚減シツツアル状況ニアリ

「蜂の巣長屋」を指してわたしが呼んだ「長屋とも木賃宿ともつかない建物」が、ここでは「木賃宿的の家賃制ノ長家」と位置づけられている。冒頭で述べた、旧名護町の裏長屋に類似する形式であると言ってよい。そしてこれらを含

む「各種ノ長屋」が、「後ニ述フル」と説明される長屋の「源」であるというのだ。この調査報告書で「後に述べられる」ことになる「長屋」とは、「細民密集地帯」の長屋、すなわち「不良住宅(地区)」にほかならない。要するに、1891年の「名護町」の「取払い」は、日本橋筋東西における「貧民の巢窟」の再生産、ないしはその周辺化へとつながり、それら周辺地区が1920年代に再び(実のところは三度)改良 すなわち、クリアランス の対象として見いだされるのである。

しかしながら、「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設ニツキテ」では触れられていない、ある出来事をここでは指摘しておく必要がある。ここで取り上げた「貧民の巢窟」は1900年代にその出来事をきっかけとして、都市空間の政治に再度浮上していた。

5 再発見される「名護町」

1903年、大阪では市域南部の今宮(現在の天王寺公園と新世界)付近を会場として第五回内国勸業博覧会が開催された。産業振興を目的とした内国博は、第1回(1877年)、第2回(1881年)、第3回(1890年)はいずれも東京の上野で、第4回(1895年)は京都の岡崎で開催され、ようやく5回目にして初の大阪開催となったのである。

ここで注目したいのは、大阪初のイベントの開催決定を受けて議論の俎上に乗せられた市街地全般の整備構想である。なかでも会場の決定(1899年9月)博覧会場の設営工事の開始とともに議論の焦点となったのが、会場に通じる重要な道路として位置づけられた日本橋筋であった。当時の日本橋筋は、「道幅狭くして馬車人力車等の輻輳に便ならざる」(『朝日』M34.6.22)状況であったことから、路幅の拡張や交差点の「角切り」など、当初から市当局によって整備計画が打ち出されている。そして、この街路整備計画には、日本橋筋と会場の周囲にある「貧民部落の処置」も含まれたのである。

開会が一年後にせまった1902年3月、『大阪朝日新聞』は第一面に次のような記事を掲載する。

当市に於ける第五博覧会場へ通ずる道路の狭隘なるに就ては既記府市当局者に於て予て拡張の計画をなしたるも多額の費用を要すると人家取払ひ若くは切縮めの困難なるに因り未だ実行の運びに至らず先づ泣寝入に了らん模様なる上茲に忍ぶべからざる不体裁は南区日本橋筋四五丁目の貧民部落是なり、同所は先年府の長屋建築規則に抛り最も見苦しき家屋は家主をして改築せしめ家賃をも引上げし為多少貧民は減じたるも矢張同所に住めるは別種族にして汚くるしき身装の俥路傍に徘徊し而も博覧会正門の入口に当り梅田停車場より会場への要衝に当り其俥に存し置くは独り市の体面に関するのみならず実に国家の面目に係る次第なれば当局者に於て速かに此貧民を他へ移す方案を講ぜざるべからず最も…名護町の如きは貧民とは言へ普通人民なるを以て行政庁の権力にては故なく退去を命ずる訳に行かず已むを得ずば警察署に於て十分取締をなすか又は家主をして表家裏家に拘らず悉皆改築し更に家賃を引上げ為に貧民の住居に堪へざるより自然退去するが如き策を取るより外なかるべく兎に角会期切迫の今日当局者の之に対する処分の断行を希望する者ありといふ(『朝日』[M35.3.14])

「博覧会と名護町」と題するこの記事において、「長屋建築規則」において取り扱われたはずの「名護町」が再発見された、といっても過言ではない。書き出しは、遅々として進まない道路の拡幅工事に対する苦言のようにも思われるが、問題はそれだけにとどまらない。ここでは会期に多くの観客が目にすると思定される「名護町」の景観そのものが問題化されているのではなく、むしろ「名護町」の住民とその生活様式に対して差別的なまなざしが向けられているのである。このことは、「名護町」住民を「別種族」と位置づけていることから明らかであろう。逆に言えば、「名護町」が実体としてあるのではなく、「名護町的」とでも形容されるような心象地理が構築されていたのである。

しかしながら、再発見された「名護町」に対して「表家裏家に拘らず悉皆改築」というような大規模な面的クリアランスが行なわれることはなかった。工事は道路の拡幅を目的とした「表店」の「軒切り」にとどまり、「貧民」として名指された住民の暮らす裏長屋（「不潔家屋」）はそのまま残されたのである。結果的に行政側としては、表通りに広告掲示板を設置し、「来観者をして不愉快の念を起さしむる」ことのないように、「会場付近〔の〕見苦しき矮屋」や「背後の不潔なる家屋」を覆い隠す（『毎日』[M35.5.14]、『朝日』[M35.8.23]）あるいは「穢陋」の「各路地に目隠しを設け尚通路家屋の不潔部分へは広告」（『朝日』[M35.8.5]）を設置するといった苦肉の策を出すほかはなかった（実施されたかはさだかでない）。

1891年のスラムクリアランス後に形成され、第五回内国勸業博覧会の開催決定を機に再び「名護町」として見いだされた周辺の「木賃宿の長屋」地区。これらは抜本的な解決策が講じられることなく、むしろ拡散しながら「～裏」と俗称される「過密住宅小地区」（例えば「豚屋裏」）を生み出しながら「存続する」⁶⁾。そして1920年代にこの地区は、「不良住宅地区」として認定され「改良事業」の対象となるのである。

6 おわりに

最後にもう一度、「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廢学児童調査ト特殊学校ノ建設ニツキテ」の記述にたちかえてみたい。この報告書では、「細民八木賃宿ヲ中心トシテ市外今宮町及豊崎町方面ニ移動セサルヲ得サルコトナリ漸次細民ノ数ヲ減シ今尚減シツツアル状況ニアリ」と、「細民」の数が減じていることが強調されている。たしかに、「日本橋筋の最下級民と無頼の徒とが落ち延び...」（『朝日』[M44.10.17]）あるいは「...大阪市の発展に伴ひて下寺町広田町方面に巢食っていた細民は次第に追ひ出されて南下し郊外に安住の地を求め...」（『大阪市住宅年報（昭和元年）』）というような「貧民」の移動を示

す記述も存在している。

しかしながら、「元の名護町、又は今宮の端々に巢を構へた悪貧民共は四五年前〔1904～1905年〕に追払はれ...〔た〕けれども今もなほ日本橋筋四五丁目辺の裏長屋には善悪の貧民が何千人と残つてゐて、果敢なき其の日を送つてゐる」(『朝日』[M42.6.25])という、(少なくとも)明治中期以来変わることのない差別的な語りに示される、日本橋筋4・5丁目の東西に「細民密集地域」が形成されていたこともまた事実である。

したがって、1891年の「不潔家屋」群(「名護町」)の大規模な「取払い」、すなわち大阪で最初に実行されたスラムクリアランスの帰結のひとつは、以上に概観した日本橋筋の東西における「木賃宿の長屋」の密集による「貧民の巢窟」の再生産であり、後に「不良住宅地区」と認定される地区形成の地理的な基盤になったと結論づけることができるだろう。とはいえ、「不良住宅地区」の形成過程については、より詳細な検討をまたなければならない。本稿で提示した論点ないし資料が、今後の議論の素材になれば幸いである。

注

- 1) 以下、本論では資料として新聞記事を多数使用するが、出典は『大阪朝日新聞』を『朝日』、『大阪日報』を『日報』、『大阪毎日新聞』を『毎日』と省略する。発行日は、例えば「明治23年3月23日」の場合、[M23.3.23]と省略する。また引用文中には必要に応じて句読点を、〔 〕内には言葉を補った。文脈に応じて傍点による強調も施している。
- 2) 他方は、「宿屋取締規則」である。この規則の「名護町」への適用については、加藤(2002: 79-81)を参照されたい。
- 3) 「勝蔓」は「八十軒長屋」と俗称される長屋地区である(『朝日』[M31.8.16])。
- 4) この記事が掲載されて後、「新宅北部の迷惑」として、記述された内容は「天王寺合邦ヶ辻より南の新宅」のものであるとし、北部の住民から苦情が寄せられたことが報告された(『朝日』[M31.2.28])。
- 5) 大阪市立大学学術情報総合センターの「関文庫」所蔵の『不良住宅二関スル資料』に収録されている。
- 6) また、1903年の内国博に際して、「南区日本橋三丁目以南、逢坂筋及び正門通り、

新開町門前南海停車場筋、関谷町辺の空地には博覧会開場前より引続き建築の家屋多く大通又は裏通にても其相場は鳥渡住居（ちよつとすまい）の出来る家屋」が200軒ほど建築されたようであり、これらの安普請の家屋もまた後に不良住宅となっていたとも考えられる（『朝日』[M36. 4.7]）。

文献

加藤政洋 『大阪のスラムと盛り場』 創元社、2002年

付記

本稿で使用する史資料において差別的表現とみられる用語も多数あるが、歴史的資料としての価値を考え、原文のまま引用した。